

90.0.6

第5回人口問題審議会

「国際人口移動に関する特別委員会」

平成2年5月15日

1. 議事次第
2. 資料1 — スウェーデンにおける外国人受け入れについて
3. 資料2 —

第5回 人口問題審議会 「国際人口移動に関する特別委員会」

平成2年5月15日(火)
10:30~12:30
共用第9会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. スウェーデンにおける外国人の受け入れについて
3. 質 疑 応 答
4. そ の 他
5. 閉 会

配 布 資 料

スウェーデンにおける外国人の受け入れについて ----- 資料1.
└----- 資料2.

■「スウェーデンの実験：外国人政策と国際化の代価」

早稲田大学 岡沢憲夫

■ [在住外国人 invandrare] の定義

現にまたは以前に外国市民であった者で、現在スウェーデン内に定住している fast bosatt 市民。

■ スウェーデンへの流入

- ① 難民流入 flyktinginvandring
- ② 関係者流入 anknytningsinvandring
- ③ 労働力流入 arbetskraftsinvandring

その他の類型

- ④ 外国児童の養子縁組流入 adoption av utländska barn
- ⑤ 留学生 gaststuderande (大学への留学生)

■ 北欧市民特別条項

スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、アイスランドの市民は自由に(許可なく)他の北欧諸国へ移動でき、そこで労働することができる。

非北欧市民はすべて労働力流入を制限・規制されている。

■ 在住外国人政策の3原則

- ① [平等 jämlikhet] → 在住外国人はその他の市民と同じ可能性・権利・義務を持つ
- ② [選択の自由 valfrihet] → 在住外国人は母国の言語と文化をどの程度まで保持し、スウェーデンの言語・文化にどの程度同化するかを決定できる
- ③ [協同 samverkan] → 在住外国人・少数民族集団と他の多数民族集団との間の双方向的・包括的協同を促進する
→ 「スウェーデン在住の外国人もスウェーデン国民と同じ生活水準を保証されなければならない」

■ 在住外国人政策

□ 在住外国人局 Invandrarverket の設置 → 在住外国人・流入民問題の統合的管理

□ 在住外国人部 Invandrarbyrå の設置 → 多くの大コミュニティ、中規模コミュニティに設置

- ① 在住外国人および行政機関に対する通訳サービスの提供
- ② 在住外国人がスウェーデン社会で迷わぬよう情報提供などの手助け
- ③ スウェーデン人に在住外国人の背景・文化・生活環境・必要などに関する知識・学問を提供する
- ④ 在住外国人組織及びその他の社会機関の間の相互接触を促進する

□ 人種差別オンブズマン制度

□ 選挙権・被選挙権付与 1976年 ← コミュニティ選挙 県コミュニティ選挙 国民投票

- ① 年齢 18歳以上
- ② 選挙前の3年間国内に居住
- ③ 選挙区での協会登録を選挙年の6月1日時点で行っていること

□ 人種団体への補助金政策

□スウェーデン語教育

- ①基礎学校、高等学校の生徒でスウェーデン語以外の言語を持つ子供はスウェーデン語の補習講義を受ける権利を持つ
- ②一般成人の場合は240時間の集中講義を受講できる。有給扱いで所得補償される。
国倉補償額=1988/89年で46SEK/tim
- ③在住外国人は一定の学問的水準に達するまで無料でスウェーデン語の講義を受講する権利を持つ→平均700時間の講義に相当する。
- ④スウェーデン語講習は基礎コース（コミューンが担当）と上級コース（学習サークルやAMUが担当）で構成される。講義の延長は簡単（学習サークル）。

□母国語教育

- ①基礎学校、高等学校の生徒でスウェーデン語以外の言語を持つ子供は母国語教育を受ける権利を持つ
- ②スウェーデン語以外の言語背景を持つすべての5歳児は就学前学校で母国語教育を受ける権利を持つ
- ③コミューンは、在住外国人および他の言語少数民族に対してこの権利について周知させる義務を持つ

□通訳サービス

- ①在住外国人は医者、社会保険庁などに行く時、必要に応じて通訳サービスを要求できる。
- ②最寄りの在住外国人局に接触すれば通訳サービスを受けることができる（この局は全国で数百設置されている）
- ③接触する行政機関を通じても調達できる（すべての行政機関は必要に応じて通訳サービスを準備する義務を持つ）

□母国語による情報提供→重要な行政情報は複数語で提供される

□母国語による新聞→『Invandrartidningen』週刊新聞

8ヶ国語+スウェーデン語で発行

在住外国人に直接配布

国家資金で発行 日常生活情報中心

□母国語によるラジオ放送・テレビ放送

□労働市場政策・住宅政策・教育政策・福祉政策→一般スウェーデン人と同じ権利・義務

■SIPRI運営 ■ノベル賞運営 ■大学スタッフ構成

■問題点

- ①選挙権・被選挙権を始めとするサービス提供→過剰ではないか
互惠主義を期待できるか 過剰負担とナショナリズム
 - ②北欧諸国とその他の区別が論理的に妥当か
旅行 就職 滞在許可などで北欧協力
 - ③結婚・離婚手続きが簡単で、しかも同棲との違いが無くなっているので、
結婚や同棲が永住許可取得手段化する可能性
-

作成：岡沢憲英

同じ木の二つの枝としてL Oと社民党が発生・発展

→ [組織の国・スウェーデン] で最大・最強の組織

《労働環境》

①労働時間短縮——長い有給休暇と完全消化 短い労働時間（週35時間労働検討）

②余暇制度の整備——最低5週間の有給休暇

③労働時間分割制度

④生涯教育

⑤労使共同決定／労働権の保全

⑥労働環境の整備

⑦余暇環境の整備

⑧労働者基金

→「天国に一番近い労働者」→連帯の精神で福祉社会の建設

ex. 連帯賃金制 労働分割制

女性環境の整備の背景

作成：岡沢憲英

背景1 《女性環境》

①労働時間選択制度 ②出産・育児休暇制度 ③長期の有給休暇制度と完全消化

④児童看病休暇制度と両親保険制度 ⑤妊娠中の部署移動申告制度

⑥姓の継続・選択制度 ⑦保育所の整備 ⑧教育休暇制度

背景2 《社会環境》

①『男性＝社会活動，女性＝家事労働』という伝統的な性役割二元論の崩壊

②男女機会均等主義の徹底→機会均等オンブズマン

③煽動家の存在——60年代

④経済の好調（60年代）と労働市場の新規労働資源要求

⑤パブリック・セクターの膨張——女性職場の飛躍的増大

⑥税金制度——重税と一般的インフレ，欲望の拡大→可処分所得の低下→消費欲望の制御か新所得源の開発→専業主婦の家庭離脱

1971年の税制改革——夫婦所得合算方式から個人別納税方式へ←夫婦を平等で独立した経済的基盤に立たせた

背景3 全体

①経済的好調→労働市場からの要請 『黄金の60年代』

②産業構造の変動，パブリック・セクターの拡大→女性職場の膨張

③意識革命→性役割二元論への挑戦

(1)女性の自立精神・キャリア指向

(2)女性の自立精神・早い親離れ，家離れ

(3)男性の家事負担→伝統的な『女性＝家事，男性＝職場』図式の崩壊

④税金制度とその改正→消費欲望の拡大・インフレ進行→可処分所得低下→新所得源必要→1971年税制改革→夫婦所得合算方式から個人別納税方式へ→夫婦が平等で独立した経済的基盤に立つ

⑤労働環境の整備

⑥世論の盛り上がり・問題提起者の挑発→エヴァ・モベリィ

- [実験01] 選挙権年齢の18歳への引下げ
- [実験02] 被選挙権年齢の18歳への引下げ
- [実験03] 在外スウェーデン人への選挙権付与
- [実験04] 郵便投票制度
- [実験05] 投票期間の長期設定
- [実験06] 在住外国人への選挙権・被選挙権付与
- [実験07] 公平度の高い選挙制度－単純明快な選挙区議席配分方式
- [実験08] 公平度の高い選挙制度－比例代表選挙・修正奇数式当選者決定法
- [実験09] 公平度の高い選挙制度－調整議席制による二重の比例代表制度
- [実験10] 名簿式比例代表制下の候補者選択（個人選択）
- [実験11] 有権者による党候補者リストの修正・拒否権
- [実験12] 二重の政治保険－4%条項と12%条項
- [実験13] 代理投票制度の簡素化
- [実験14] 分りやすい投票用紙
- [実験15] 二院制から一院制への切替え
- [実験16] 議員定数の削減
- [実験17] 議員歳費の抑制
- [実験18] 選挙区別議席配列
- [実験19] 議長会議中心の議会運営
- [実験20] 議員代行人制度
- [実験21] 議員提出法案の噴出－少数意見の登録
- [実験22] 議会オンブズマン
- [実験23] 徹底した市民サーヴィス－議会の情報提供活動
- [実験24] レミス制度－意見調達・合意形成技法
- [実験25] 機能主義的な票決方式
- [実験26] 『政界＝男性支配社会』への挑戦
- [実験27] 『政界＝老人支配社会』への挑戦
- [実験28] レファレンダム制度－代議政治の補完装置
- [実験29] 機能的な首班指名－政治的空白の回避
- [実験30] 機能的な政府構成
- [実験31] 超行政国家の小さな政府－首相府
- [実験32] 新聞への公庫補助（デモクラシーの必要経費）
- [実験33] プレス・オンブズマン制度－報道倫理の確立とプライバシーの保護
- [実験34] 情報公開制度
- [実験35] 政党への公庫補助
- [実験36] 共同決定法MBL
- [実験37] 労働者基金
- [実験38] 青年運動組織への公庫補助
- [実験39] 人種差別オンブズマン
- [実験40] 男女雇用機会均等オンブズマン
- [実験41] 消費者オンブズマン
- [実験42] 公正取引オンブズマン
- [実験43] 学生ローン制度
- [実験44] 労働経験大学入学制度
- [実験45] 教育休暇制度
- [実験46] 学習サークル運動
- [実験47] 同棲法
- [実験48] 労働者雇用安定法
- [実験49] 親保険制度
- [実験50] 妊娠中の部署移動申告制度
- [実験51] 男性の出産・育児休暇制度
- [実験52] 幼児を持つ両親の労働時間選択制度
- [実験53] 児童看護休暇制度
- [実験54] 結婚後の名前継続・選択制度
- [実験55] 短い労働時間と長い有給休暇制度
- [実験56] 180年間不戦の外交政策
- [実験57] 国民背番号制度
- [実験58] 原発破棄
- [実験59] 脳死による死亡判定
- [実験60] 私有地への公的アクセス権

一九六五年

すべての在住外国人は成人教育施設でスウェーデン語の授業を無料で受講できるようになった。(成人教育施設は全国に数多く設置されており、多くは政党や労働組合に系列化されている。ここでのスウェーデン語教育の効率は非常に高く、筆者も通学していたが、日本の語学教育のあり方と比較してその訓練技術の巧みさには本当に驚かされた。語学教育を無料で提供することから社会を開く作業を開始する姿勢が印象的である。)

一九六六年

政府は在住外国人問題を担当する活動グループを任命した。在住外国人に対してスウェーデン社会の情報を提供すること、スウェーデン市民に対して在住外国人に関する情報を提供することがその主たる任務であった。(膨大な情報を提供して社会を見せる作業。この作業の徹底度にも驚かされる。)

一九六七年

非北欧諸国からの労働力の流入について、原則として、入国前に労働許可を申請することが要求されることになった。

一九六八年

コミュニケーションのレベルで最初の在住外国人局が開設された。

在住外国人向けの新聞が国家の基金で配布されることになった。今日では二ヶ国語で発行されている。スウェーデン社会の権利、義務、法律や制度の改正、国内外の一般的なニュースが主たる内容になっている。(制度や習慣に関する情報の提供を通じて、社会を見せる作業。)

議会は在住外国人政策のガイドラインとなる一般方針を採択した。法案は在住外国人調査委員会の報告書を基礎にしていた。外国籍市民の流入については、スウェーデンの資源、他の領域の政策と両立・整合できるようにするため、コントロールする必要があると強調された。非北欧諸国からの労働力の流入については、以前と同様に、入国前に仕事と住居を確定するよう要求した。そして、スウェーデン社会への適応問題の重要性が一層強調された。

議会は、在住外国人子弟への初等学校レベルでの教育問題についてガイドラインとなる一般方針を採択した。国庫補助金を基礎にして行われているスウェーデン語教育を改善すること、在住外国人の母国語教育を週当り一時間任意制で行うこと、が決定された。(後者については、母国語教育までもスウェーデンの資金で提供する必要があるのかどうかという疑問、過剰サービスではないかという反対論、もある。だが、一般的には、異文化の積極的吸収が、究極的には、開かれた社会の活力強化になると考えられているようである。)

在住外国人のスウェーデンでの社会的・文化的状況を調査するために、在住外国人調査・研究委員会が任命された。この委員会はスウェーデン語教育および通訳サービスに関する報告書を提出した。

一九六九年

一九六八年の議会決議に即応して、外国人および市民権関連立法の改革案が実行に移された。居住許可はスウェーデン滞在三年後に与えられることになった(従来は五年後に与えられていた。労働許可についてはスウェーデンで働き始めて一年後から職業制限なく適用されることになった。北欧諸国からの市民についてはスウェーデン入国後三年で市民権獲得申請できるこ

とになった(従来は五年後)。

関係行政機関の統廃合が行われ、国家機関として流入・在住外国人局 Samsvarverket i SMC が新たに創設され、活動を開始した。SMC は、国家の外国人問題委員会から許可問題を引継ぐことになった(外国人問題委員会は廃止された)。SMC は、司法省から市民権問題を引継ぐことになった。また、在住外国人問題活動委員会からは、社会への適応問題を引継ぐことになった。さらに、SMC は、特別業務として、在住外国人の国別組織(例えば、イタリア人会など)への補助金提供業務を与えられた。そして、在住外国人問題についてイニシアティブを取り、諸活動を調整する責務を与えられた。在住外国人に関する情報、在住外国人への情報提供についても SMC が責任を持つことになった。

一九七〇年

スウェーデンは、あらゆる形態の人種差別の撤廃を求めた国連決議を批准した。人種集団に対する迫害、および不当なる人種差別を禁ずる条項を刑法に導入した。

一九七三年

外国人労働者は、給与を保障されて、年間で最高二四〇時間、スウェーデン語学習に参加することができるようになった。

一九七五年

今日の在住外国人政策はこの年の議会で決定された。先ず、議会は、政府が提出した「在住外国人および少数民族政策に関する基本方針」を満場一致で採択した。この基本方針は在住外国人調査委員会の主要報告書に盛り込まれた提案を基礎にしたものであるが、内容的には、とりわけ一九六八年以来の基本方針を骨子とするものであった。

この外にも、いくつかの具体的施策が決定された。例えば、在住外国人の文化的状況の改善(言語的少数民族の文学・演劇活動の促進)。在住外国人や少数民族の組織に対する経済的支援(SMC を通じて)。在住外国人および一般市民に対する情報提供活動への財源の拡大(SMC の活動強化)。在住外国人を対象にした通訳や翻訳家の国家による養成・認定。

移民問題研究の専門家グループ Expertgruppen för invandringsoforskning i FRO が任命され

労働市場省と連携して活動することになった。

在住外国人の社会的・文化的状況に関する問題について諮問するために、政府、行政機関、在住外国人間の中間機関として在住外国人理事会 Invandrarrådet が任命された。

一九七六年

外国人の基本的自由と権利が基本法に規定された。民族的・言語的・宗教的少数者が自己の文化的・社会的生活を維持し発展させる権利は、統治法に従って、擁護・促進されなければならない。

在住外国人に対するコミューン選挙での投票権と被選挙権が導入された。決議は一九七五年末の議会で採択された。

外国人法の包括的改正が実施に移された。改正によって、政治的亡命者ではないが保護を特別必要としている外国人についてはスウェーデンに留まる権利を獲得できることになった。数年間にわたって実行されていた慣行がこれによって法制化されたことになる。また、労働許可証を持たぬ外国人を雇用した経営者の罰則が強化された。

議会はいわゆる母国語教育改正法案を採択した。コミューンは国庫から補助金を得て一般就学前学校で在住外国人のための母国語訓練を行うことになった。また、在住外国人の子弟やそれを要求する若者に対して、初等学校および高等学校で母国語教育の授業を設置することが義務となった。すべての児童はスウェーデン語以外のどの言語であれ、それが家庭での日常活動に必要なものである限り、母国語授業を受ける権利を与えられた。

議会はスウェーデンの市民権を獲得するのに必要な居住年限の最低条件を引き下げる決定をした。非北欧諸国からの在住外国人については申請から五年に(以前は七年)、北欧諸国からの在住外国人については申請から二年に(以前は三年)引き下げた。また、北欧諸国からの在住外国人については五年(以前は七年)経てばスウェーデン市民権を申請し帰化できることになった。

一九七七年

政府は在住外国人等の所轄に関する規定を決定した。規定では、国家の行政機関が在住外国人および言語的少数民族の問題について責任を持つこと、こうしたグループについては特別な法的措置が必要であること、が明確にされた。

一九七九年

政府はスウェーデン語以外の言語で発行されている新聞・雑誌に対する新しい補助金制度を導入した。

就学前学校での母国語教育が五歳児にまで拡大された。就学前学校の児童層における言語的少数民族に関する調査委員会が任命された。委員会の任務は、母国語訓練を受ける権利を明確に規定すること、在住外国人の特別な必要に即応するような法改正を提案することであった。

行政法が改正された。行政官庁は在住外国人との契約に際して、必要に応じて、通訳を利用するよう勧告された（言語上のトラブルを回避するため）。

議会議決によって、スウェーデンに住み、一定の資格を満たしたすべての外国人に国民年金を受領する権利が与えられることになった。

スウェーデン市民権法が改正された。スウェーデン女性と外国人男性の間に来た子供は両親が結婚しているかどうかに関係なく、また、子供がスウェーデン国内で生まれたか外国で生まれたかにも関係なく、誕生時点で、常にスウェーデン市民となる。

一九八〇年

新しい外国人法が外国人法調査委員会の提案を基礎に議決によって採択された。最も重要な点は、滞在許可は入国以前に獲得しなければならないという原則が明確に確立されたことである。ただし、政治的亡命者および近い親戚については例外的措置の対象になる。この規定は外国人学生についても、一九八〇年七月一日から適用されることになった。「外国人が政治的理由に言及した時には、警察は入国拒否問題を在住外国人局に託さなければならない」という警察の義務規定については変更されなかった。しかし、警察は、政治的理由が明らかに事実でないとは判定される時には以前同様、入国拒否を決定できる。ただしこの場合にも、決定を実行する前

一九八二年

に入国拒否決定を報告しなければならない。

議院内委員会として在住外国人政策委員会 Invandrarpolitiska Kommitteen IPOK が任命された。任務は外国人の流入と在住外国人のスウェーデンにおける状況に関する問題を包括的に検討することであった。また、一九六八年の基本方針、一九七五年の基本方針を再検討することも業務の一部であった。

一九八二年

在住外国人特別研究プロジェクトに対して一五〇万クローネが割当てられた。

四月一日から、三ヶ月以上スウェーデンに滞在を希望する外国人は入国前に滞在許可を得なければならないことになった。

一九八六年

外国人規則が改正され、未成年の子供およびその保護者は例外の場合を除いて刑務所や留置所に収容できないことになった。

表現の自由法および犯罪法の規定（人種集団に対する敵対的行動禁止の項）が改正され、差別的行動から在住外国人を守る保護規定が一層強化された。

人種差別オンブズマン。

ファミリー・サービス便り

J F S 事務局
 c/o YMCA of Metro-
 politan Toronto
 20 Grosvenor Street,
 Toronto Ont. M4Y 2V5
 ☎ (416) 444 - 6669
 Publisher:
 Setsuko Thurlow

ファミリー・サービス (JFS) とは？



ファミリー・サービス (JFS) は、トロント市及びその近郊で生活する日系人及び日本人を対象に、日本語又は英語で、専門家によるカウンセリングサービスを提供する、オンタリオ州政府から認可された社会福祉法人です。相談には専門家のみがかわりますので完全に秘密が守れます。

JFSは、戦前からの移住者、新移住者、日本国籍の永住者や企業の駐在員及びその家族、留学生、ワーキングホリディの青年、短期滞在者が、カナダの多様文化主義の社会に早く適応されて、あらゆるレベルの活動に積極的に参加されるために、専門家によるカウンセリングサービスの他、JFSの集い、セミナーをはじめ各種の情報等の提供や学習プログラムも用意しています。

JFSは、メトロトロントYMCAやトロントファミリー・サービス協会などの福祉団体、在トロント日本国総領事館、日系団体、日本国内の公私の福祉団体とも共同しながら、質の高いプログラムの提供をめざしています。詳細はパンフレットを参照して下さい。

仲間を求めています



JFSの活動は、すべて募金と補助金で賄われています。個人会員、法人会員、ボランティアとして、財政的に、又は、専門技術を直接提供して下さる仲間を求めています。

【個人会員】年会費1口10ドル以上
 【法人会員】年会費1口100ドル以上
 【ボランティア】相談以外の様々なプログラムを支えてくださる方。面接の上、JFSの研修を受けてもらい、登録ボランティアとして活動していただきます。希望者は、右上の事務局まで、ご連絡下さい。

§ J F S 理事会 §

会 長 Thurlow, 節子 (SW)
 副 会 長 高橋 重宏 (大学教授・SW)
 事務局 長 西里 静彦
 (大学教授・計量心理学)
 会 理 事 計 鈴木 忠 (会社社長)
 理 事 Howe, Phillip (SW)
 理 事 Matsui, Marcia (弁護士)
 理 事 Peasah, Jean (SW)
 理 事 Peng, Ito (SW)
 理 事 Steingart, ほか (心理学者)
 理 事 吉田, Edward (牧師)
 理 事 米山 みさお (医師)

ファミリー・サービス (個人会員・法人会員) 申込書

私は、ファミリー・サービスの趣旨に賛同し (①個人会員、②法人会員) として登録を希望します。___口分のチェック (\$ _____) を同封します。

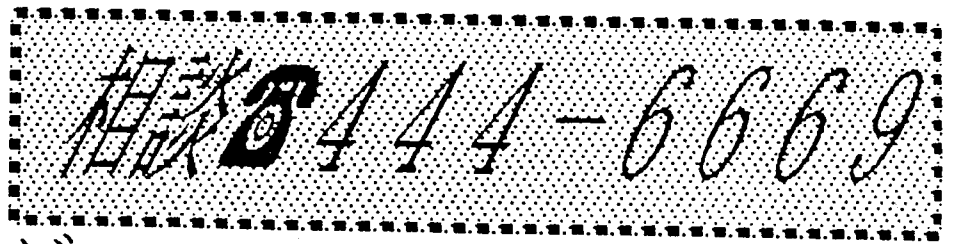
MR・MRS・MS

ADDRESS:

POSTAL CODE:

PHONE:

※この申込書は、右上の Japanese Family Services 事務局に、郵送頂ければ幸いです。



ファミリー・サービス 設立の経過

この10年間トロントがカナダ経済の中心となり日系人(一世、二世、帰加二世、三世)とともに、在加日本人(企業関係者、留学生、研究者、ワーキングホリディの青年、短期滞在者等)が急増しました。在トロント日本国総領事館への日本人登録者数は1980年の5,058人から89年には8,670人となっています。特に、日本商工会の日本人補習授業校の児童・生徒数は、1973年の70人から90年には770人へと急増しています。これは家族で赴任する日本人が増えていることを示しています。大トロントには約2万人の日本語を話す人口があると推測しています。このように日本語を話す人口が急増する中で、①夫婦関係や親子関係、思春期の子どもの問題、子育ての問題をはじめとする家族関係の問題、②人生問題、老後問題、③登校拒否などの子どもの教育問題、④健康・医療問題、⑤経済的生活問題、⑥法律にかかわる問題等が近年、顕在化しています。

特に、日本から来たばかりで、あまりカナダの多様文化主義社会に慣れていない人にとって、一番深刻な問題は、英語が自由に話せないこと、相当の会話能力があっても、生活問題の渦中にある人にとって、自分の思いを適確に英語で表現することは大変なことです。また、法律用語や、医学用語など馴染みの薄いことばの問題もあります。さらに、カナダの医療制度、保健福祉サービスなどに不慣れで、問題があっても誰に相談すれば最も適切なサービスが利用できるのか? 情報がなくて一人で悩んでおられる方はないでしょうか? ややもすると、一般の居住者が当然利用できるサポートやサービスを、利用できなかつたり、不利益を被つたり、泣寝入りしたりすることがありがちです。

オンタリオ州政府はすべての居住者の権利を保障する独自の人権宣言をし、無差別平等にサポート、サービスを提供しようと努力しています。トロント及びその近郊で生活する日系人及び日本人の自己実現をどのようにしたら保障できるのか? 長年研究・協議し、日本語による専門ファミリー・サービスを皆で創り育てて行くことが決議され、1988年7月20日トロント日系文化会館で、日系諸機関・団体からの代表が集い設立総会が開催され、「ファミリー・サービス(JFS)」が誕生しました。1989年11月にはオンタリオ州政府から社会福祉法人としての認可も得て現在に至っています。JFSは、日本語を話す人々のために各分野の専門機関・団体を通じて、懇切丁寧な諸サービスを提供していきたいと切望しています。

何か、お困りのことがありましたら、まず気軽に、(416) 444-6669にお電話下さい。直接、カウンセリングサービスを提供します。相談は倫理綱領を身につけた専門家が対応し当然、秘密を厳守します。また、必要に応じて、カナダの福祉・保健・医療・教育制度やそのサービスの機関や施設の利用方法についての情報も日本語で提供し、必要事態が起こった時、直ちに諸社会資源を利用し、市民としての基本的な人権が守られるようお手伝いします。

また、毎月1回第1日曜日に、「JFSの集い」も定期的開催しています。最近の日本や世界の社会福祉の動き、カナダの福祉・保健・医療・教育・法律制度などの情報提供をしています。参加費は無料で誰でも参加できます。但し、専門家による面接は応能負担して頂きます。

☺ ☺ ☺ JFSの集い ☺ ☺ ☺ ご案内 ☺ ☺ ☺

4月1日(日) 午後2時から4時まで(参加費無料)

テーマ:「超高齢社会と日本の老人福祉 -あなたの老後は大丈夫か?-」

5月6日(日) 午後2時から4時まで(参加費無料)

テーマ:「スウェーデンになぜ寝たきり老人がいないのか?」「北米一の老人ケアセンター -トロント・ベイクレスト老人ケアセンターの紹介-」

会場:メトロトロントYMCA南ウィング3階#2(地下鉄College駅下車2ブロック北)

とくに深刻なのは……

★仕事に追われ英語が不自由なまま老人になってしまった移住者

★日本からきたばかりで、この国の文化社会に慣れていない人

英語ができないばかりに……

☆老親問題・親子の文化ギャップ問題

全財産を処分して娘を頼って移住→ところが娘は離婚して生活に終われる日々→

老夫婦英語話せず冬は外出もできず睡眠薬に頼る→老父自殺未遂

☆障害児を抱える家族の問題

自閉症・ダウン症などの子どもを持つ駐在員。いいクリニックがあるのだが言葉の問題があって利用できない。

☆留学高校生の問題

日本でうまく適応出来ずにカナダへ。英語が不得意なのでカナダでも不適応→

学校に行かず薬に溺れる

☆権利をきちんと要求できず泣き寝入りになってしまう問題

英語が話せないことから誤解が生じて精神病院に強制入院

離婚裁判

暑さで眠れず真夜中散歩していてレイプされ妊娠

高橋重宏・駒沢大教授（在トロント）の提案

★相談事業への人的・財政的支援

「日本は金持」との認識から現地での寄付金・補助金が得にくい。日本の企業は寄付を惜しむ。他の30のエスニック・コミュニティーは団結心。相談機関を持っている

★ソーシャル・ワーカーの派遣（現地大学での研修を兼ねて）

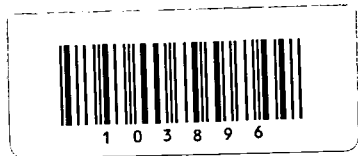
日系人は医師・弁護士・企業人にはなるがソーシャル・ワーカーを志す人は稀なので

★日系移民相談事業のネットワーク化

★情報交換と相互協力のための国際セミナーの開催



103896



103896